

## 基準割引率および基準貸付利率の決定に関する件（12月18・19日）

本委員会は、令和7年12月18・19日の金融政策決定会合において、日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率（以下「基準割引率」という。）および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率（以下「基準貸付利率」という。）を、下記のとおりとすることを決定した。

記

基準割引率および基準貸付利率 年1.0%